



Twitter 開設中！

@jtsue\_yamanashi

2020.6.2 No.19

## 年次有給休暇(年休)についてご存じですか？

例えば、こんな時・・・ ○○○○年○月○日の出来事

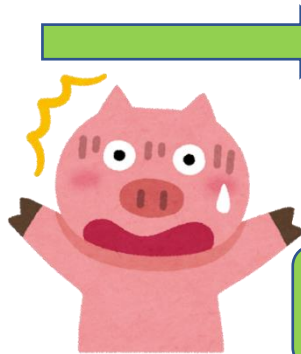
年休について  
その2

自宅

会社

すみません、体調が悪いので、  
今日仕事を休ませて下さい。

了解しました。今日は  
年休で処理するね。



え？年休の使用は避けたいです。  
「病欠」扱いでも構いません。

君、年休残っているよ。  
それだと年休でしか処理できない。

このケースの場合、労働者が年休の時季を請求しておらず、使用者(会社)が一方的に年休を使用するというケースに当てはまります。

使用者(会社)が労働者本人の承諾なしで一方的に年休の使用はできません。

例えば、本人が「病欠」扱いで休みを取りたいと申し出た場合には、使用者(会社)は「病欠」での対応を行っていく必要があります。